

横須賀市（市民相談室）会計年度任用職員募集要項

職種	消費生活相談員（パートタイム）
業務内容	商品やサービスの契約等の消費生活全般に関する苦情や問い合わせ等について、市民から相談を受け、適切なアドバイスを行うなどの相談業務およびそれに付随する啓発業務 業務内容の変更の範囲：変更なし
勤務場所	市役所本庁舎(小川町 11 番地) 勤務場所の変更の範囲：変更なし
募集人数	1名
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 更新（再度の任用）の可能性あり ・勤務実績等に基づき判断する ・更新回数上限4回（最大任期5年） ※会計年度任用職員は年度ごとの任用となります。 更新の有無は各事業の実施状況等により異なるため、更新を約束するものではありません。
試用期間	試用期間あり（1か月）
勤務日数	週2日
勤務時間	8：30～17：15（休憩60分・勤務時間7時間45分）
休　　日	土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
時間外労働	原則なし。ただし、公務のために臨時又は緊急に必要がある場合においては、時間外労働あり。
賃　　金	月額 117,734円（地域手当相当分含む） (市の規定により別途通勤費を支給) ※人事院勧告に基づき給料表の改定等により遡って給与単価が変更になる場合があります。
加入保険	加入なし
応募条件 (共通事項)	・令和8年4月1日時点で65歳未満の方 (横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則第19条(3)に定める、退職に関する規定による。) ・地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人 ・年収調整のためのシフト調整や給与の試算は実施できません。事前に勤務条件や賃金等をご確認の上ご応募お願いいたします。 ・本市以外の法人でのアルバイト等（兼業）は原則禁止していませんが、本市と兼業先との1週間の勤務（労働）時間の合計が38時間45分を超える任用は行いません。また、横須賀市役所内部の兼業も原則不可です。

応募条件 (資格等)	<p>以下の 1 から 3 のいずれか 1 つに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消費生活相談員資格試験に合格した方</li> <li>2. 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有し、消費生活相談またはこれに準ずる事務に通算して一年以上従事した経験を有する方</li> <li>3. 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有し消費生活相談またはこれに準ずる事務に通算して一年以上従事していない者であって不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律附則第三条第二項に規定する講習会の過程を修了した方（2・3 は平成 28 年 4 月 1 日施行の改正消費者安全法に基づく「消費生活相談員資格試験」に合格したとみなす措置の該当者）</li> </ol>
応募方法	<p>事前に下記担当に電話連絡の上、履歴書(顔写真付)・自己 PR 文(A4用紙1枚程度、様式任意)を郵送してください。</p> <p><b>【提出先】</b> 〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所 市民相談室消費生活センター あて ※ 2 月 12 日(木)必着です。 ※ 普通郵便等による郵送の事故等は一切責任を負いません。 ※ 応募書類は返却いたしません。</p>
選考方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類選考及び面接試験により採否を決定します。</li> <li>・書類選考合格者につき、面接試験を実施します。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内禁煙</li> <li>・応募者多数の場合は、期日前に募集を締め切ることがあります。</li> <li>・応募後、辞退する場合は必ず連絡してください。</li> </ul>
問合せ先	<p>横須賀市役所 市民相談室消費生活センター 電 話：046-822-1313 担当者：佐藤・越村</p>